

新型コロナウイルス感染に伴う「電話診療による処方箋の発行」、「不急の受診の延期のお願い」と「在宅物品の受け渡し」について（第3報）

2020年3月3日

静岡県立こども病院 院長

各種機関から「新型コロナウイルス感染」の報道がなされています。その中でも言われていますが、感染患者の増加に伴い皆さまの感染の可能性も高まることは避けることは出来ません。

当院も可能な限りの感染を防ぐ対策、特に基礎疾患を有する子どもたちへの感染予防と、重症者を受け入れるための医療資源を確保する対策として以下の3点を行なう体制を構築しました。皆さまのご協力を頂きますようお願いいたします。

第3報では「在宅物品の受け渡し」を追加しています。皆さまの療養の一助になれば幸いです。

1. 不急の受診のご遠慮をお願いいたします。

これは無症状感染者の来院を極力防ぐこと、お出で頂いた患者さまに万が一でも感染させてはならないことを目指しての方策です。

皆さまの中に、例えば「数か月～数年に一回経過を見せて下さい」と言われている方がいらっしゃると思います。そういう患者さまに来院をご遠慮頂くだけでも、感染の広がりを抑えることが出来ます。

また、電話予約センターにお電話を頂けますと、予約状況の把握がスムーズに行えます。これも外来での感染対策の助けになります。

新型コロナウイルス感染が収まりましたら、改めて電話予約センターにお電話をお願いいたします。

電話予約センター：054-247-6270（直通）平日午前9時から午後4時（時間外・休日の対応はしておりません。）

2. 電話診療による処方箋の発行

厚生労働省から出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（2020年2月25日）に従い、電話受診で処方箋を発行できる体制を取ります。

対象は今まで安定した状態で服薬をお続け頂いている患者さまです。また診療科が複数にまたがる方は今回の対象としていないことをご了承ください。

以下に電話診療による処方箋発行の手順を記します。

- ① 電話予約センター（054-247-6270（直通））にお電話下さい。

申し訳ありませんが、処方箋発行についてのお電話は平日午後 2 時から午後 4 時の間にお願いします。

- ② 電話予約センターが電話診療についての説明をします。
- ③ 別の職員が、医師の電話をする日時を改めてお電話します。その際に住所（処方箋送付先）の確認をいたします。診療業務の調整が必要になりますので、医師の電話まで 2～3 日のお時間を頂きます。
- ④ 先ほどの日時に医師が電話を差し上げます。
- ⑤ 電話で医師による問診をお受け下さい。その際お話頂いたのは誰かを確認いたします。またその診療の中で、次回の受診予約について医師とご相談下さい。
- ⑥ その後、有効期限（通常は発行日を含め 4 日）を 7 日に延長した処方箋をご自宅に郵送します。その有効期限内に、調剤薬局でお薬をお受け取り下さい。電話診療後、5 日経っても処方箋が届かない場合は予約センターにお電話を頂きますようお願いいたします。
- ⑦ 電話での診療による医療費のお支払いは後日になります。

★大切なお願い：住所変更をされた方はお手数ですが、電話の際にお伝え下さるようお願いいたします。

患者さまからの申し出が無くても、診療科により電話診療による処方箋発行を始めています。ただし、すべての診療科ではありません。ご希望の方は上記の手順に従って下さいますようお願いいたします。

担当医への直接のお電話はご遠慮くださいますようお願いいたします。

3. 在宅物品の受け渡しについて

対象：電話診療での処方箋発行と在宅物品受け取りを治療上問題なしと判断した方

- 1) 担当科との検討の上、対象となる患者さま（翌日以降の予約の方）に連絡する。
- 2) 患者さまに、電話診療で容態に変化がないことを確認した上で、処方箋と在宅物品をお渡しできる旨を説明する。“ドライブスルー”のように正面玄関で、あらかじめ決めた時刻に医師が直接お渡しすることを伝える。
また支払いは後日で良い旨を確認する。
- 3) 患者さまが了承された場合には、以下の段取りを進める。
- 4) 患者さまが電話診療に同意された旨を担当医に連絡する。
- 5) 医師による電話診療（本来の受診予定日以前ないし受診予定日の朝）
 - ① 医師は問診で、経過が安定していることを確認し、その旨を診療録に記載。
その際、電話で話した相手が誰であることを確認し、記載する。

- ② 必要な場合は、処方箋の有効期限延長が必要な場合は、それを7日間へ延長する。
- ③ 処方のある方が多いと思います。処方日数は90日を限度とする。
- ④ 自己導尿については消毒液の本数（最大5本）、人工呼吸器については1Lプラボトルの本数（最大10本）を電話で確認。
- ⑤ 次回の予約（診療予約と在宅物品予約）をする。
- 6) 患者さまの家族に病院駐車場まで来て頂く。患者さまが駐車場に着いたら、患者さまから地域医療連携室にお電話頂く。
- 7) 正面玄関に移動して頂いて、処方箋と在宅物品をお渡しする。その際にも支払いは後日で良い旨を確認する。

なお、この取り組みには不完全な点が多く見られると思います。皆さまのご協力とご助言をお願いいたします